

藤沢市介護保険居宅サービス等自己負担額助成制度

(1) 制度の概要

介護保険サービスをご利用いただいたときは、サービス費のうち、所得に応じて1割から3割を利用者が負担することになっています。藤沢市では、利用者の経済的な負担を軽減するために利用者負担分の一部を助成する制度を実施しています。

(2) 対象となるサービス

施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設（老健） ・介護医療院
居宅サービス等 ※介護予防含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（ホームヘルプ） ・訪問入浴介護（※） ・訪問看護（※） ・訪問リハビリテーション（※） ・居宅療養管理指導（※） ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション（※） ・短期入所生活介護（ショートステイ）（※） ・短期入所療養介護（ショートステイ）（※） ・特定施設入居者生活介護（※） ・福祉用具貸与（※）
地域密着型サービス ※介護予防含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護（※） ・小規模多機能型居宅介護（※） ・認知症対応型共同生活介護（※） ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム） ・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
第1号事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問型サービス ・訪問型サービスA ・介護予防通所型サービス

(3) 対象となる方 ※次の①～⑤の要件すべてに該当する方

① 所得要件・・・次のいずれにも該当する方

- 世帯全員が市町村民税非課税の方
- 生活保護を受給していない方
- 境界層措置の適用を受けていない方

② 収入要件・・・前年の年間収入が、次の表の金額以下であること。

(申請が1月～7月の場合は、前々年の年間収入になります。)

世帯状況	年間収入の額	備考
単身世帯	120万円以下	ただし、賃貸住宅利用者については、左欄の額に実賃料の額（上限70万円）を加算した額
2人世帯	180万円以下	ただし、賃貸住宅利用者については、左欄の額に実賃料の額（上限90万円）を加算した額
3人以上の世帯	240万円以下	

③ 資産要件

世帯状況	世帯全員の預貯金の額等	その他の資産
単身世帯	100万円以下	世帯全員が日常生活に供する資産のほかに活用できる資産がないこと。
2人世帯	150万円以下	
3人世帯	200万円以下	
4人以上の世帯	250万円に4人を超える世帯員1人につき50万円を加えた額以下	

- ④ 親族等に扶養されていないこと。
(税法上及び健康保険上の被扶養者となっていないこと。)
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。
(時効到来分については、給付制限期間終了まで滞納として扱います。)

(4) 助成額

- ◇ 同一の月に利用した対象となる介護保険サービスに係る利用者負担額の1/2の額(上限5,000円/月)を助成します。
- ◇ 算出した額が100円未満の場合は、助成されません。
- ◇ 「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度」による軽減(以下「社福軽減」という。)を受けている場合には、算出した額から社福軽減額を控除した額が助成額となります。(社福軽減額が5,000円以上の場合、本制度による助成はされません。)

(5) 申請方法等

- ◇ 申請書及び必要書類を藤沢市介護保険課に提出してください。
- ◇ 有効期間は、原則、申請日の属する月の1日から7月31日までです。(有効期間終了後も認定を希望される場合は、再度申請が必要です。)
- ◇ 申請から約1週間で、「介護保険居宅サービス等自己負担額助成決定通知書」をお送りします。
- ◇ 申請書類に不備があった場合、必要書類が整ってから確認を行うため、結果通知まで日数を要する場合があります。
- ◇ 助成金の振り込みが生じた場合は、「介護保険居宅サービス等自己負担額助成金振込通知書」にてお知らせします。申請書に記載された指定の口座に、原則、サービスを利用した月の翌々月下旬に振り込みます。毎月の手続きの必要はありません。

(6) 必要書類

別紙「藤沢市介護保険居宅サービス等自己負担額助成申請に必要なもの」のとおり

(7) 受付窓口及び受付時間

- ◇ 介護保険課

平日 8時30分から12時00分まで

13時00分から17時00分まで

※市民センター・公民館の地区福祉窓口では受付していません。